

THE RECORD

2006.11
No.564



音楽ファンの選択肢を広げる

～これからのパッケージ販売戦略

放送番組のネットワークでの利用に関するレコード製作者の
送信可能化権の集中管理事業について

社団法人 日本レコード協会

RIA
Recording Industry Association of Japan

音楽ファンの 選択肢を広げる ~これからのパッケージ販売戦略

8月のアメリカタワーレコード経営破たんのニュースは、日本のメディアでも大きく取り上げられました。音楽市場の変化を示す出来事として注目を浴び、音楽配信の成長と相俟って、パッケージ製品市場が相対的に縮小する可能性がクローズアップされました。しかし配信市場の台頭=パッケージ市場の縮小という図式には、疑問が残ります。販売・流通システムの変化など複数の要因が関連しているという見方が有力です。

潜在的なニーズにマッチしたサービスを提供できれば、音楽配信の市場活性化効果を活かし、相乗的に市場を拡大する道も拓けるのではないのでしょうか。今回の特集では、独自の工夫により、かつて音楽をよく聴いていたシニア世代へアピールし、市場を広げようと努める店舗やレーベルの取り組みに迫ります。店舗では新星堂の「高円寺レコード」、レーベルではコロムビアミュージックエンタテインメントにお伺いしました。

Contents

Special Feature	
音楽ファンの選択肢を広げる ~これからのパッケージ販売戦略	1
放送番組のネットワークでの利用に関するレコード製作者の 送信可能化権の集中管理事業について	5
Topics & Information	9
RIAJ Essay: 私のこの1枚・1曲	11
レコードよもやまばなし	12
Monthly Production Report	13
Gold Album+...認定	14



懐かしい音楽にこだわった専門店

— 新星堂「高円寺レコード」の試み

JR中央線の東京・高円寺駅南口を出て右に曲がれば、昔ながらの商店街へ突き当たる。アーケードの道をしばらく南下すると、レトロなロゴマークを掲げた小さなレコード店が目に入ってきた。それが新星堂「高円寺レコード」だ。今年の7月にオープンしたばかりとは思えないほど、商店街の醸し出す庶民的かつモダンな空気に溶け込んで、何十年もそこで営業しているかのような佇まいを見せている。

一歩足を踏み入ると、オールドファンにはたまらない懐かしの商品が、狭い店内にひしめき合っている。壁面の上部に視線を移すと、60年代や70年代に一世を風靡した著名なアーティスト、グループのLPレコード・ジャケットの、様々な彩りが目に飛び込んでくる。その一瞬に、深い記憶が呼び醒まされた。懐かしい曲のフレーズがよみがえる。



* * *



壁上部には懐かしのLP

「高円寺レコード」は、シニア世代にアピールする懐かしい店を目指して、新星堂が立ち上げたコンセプトショップである。歌謡曲、ダンス音楽、ジャズ、ロック、そしてフォーク懐かしの旧譜をラインアップした専門店として、開店以来じわじわと知名度を上げ、幅広いエリアからシニア世代の男性客を中心に顧客を集めている。土日は特に賑いを見せるそうだ。最も空いている時間ということで、平日の午後を訪れたが、来客の途絶えることはほとんどなく、恐縮しながらの取材となった。

親しみやすい店員さん、といった雰囲気の方に来訪の意図を告げると、その方が今回取材に応じていただいた店長代行の瀬沼正明氏であった。お店の中央にある小さな接客スペースで、「高円寺レコード」の生まれた背景から、実践的な取り組み、目標などについて熟っぽく語ってくださった。

新星堂・高円寺レコード

店長代行 瀬沼正明氏



コンパクトな店構えが周囲によくなじんで、すっかり商店街の一員という感じがですね。

瀬沼 高円寺という場所は、新宿という巨大ターミナルから近いわりに、昔ながらのゆったりとした空気が漂っています。この付近のように古くからの商店街も連なり、あくせくしていません。古さと新しさが共存する面白い街です。そんな街で、“小さいながらも親しみのある、昔懐かしいレコード店”を意識して、手狭に作らせていただきました。約20坪程度です。それでも間口は広くして、お客様が入りやすいようにしています。

40~50代のシニア層のニーズにお応えしようということで、生まれたのですが。

瀬沼 その年代のお客様から「新譜中心の店だと、目当てのCDを探しづらい」「単純なアルファベット順の陳列だと探すのにとっても時間がかかる」といった声が上がっていました。そのような声を受けて、団塊世代を含めた中高年の方々が入りやすい、探しやすい専門店を作ろうというコンセプトで立ち上げました。

もともと高円寺は、新星堂の第1号の店舗が出店したところであり、昔からのなじみのお客様もたくさんいらっ



商品の陳列や紹介のコメントにもこだわり

しゃいます。市場が縮小傾向にあるなかで、原点に帰って小さい店からはじめようという思いも込めて、この地で新しい試みをスタートしました。

どのような点に配慮していますか。

瀬沼 まず外観やロゴマークにこだわって、昔のレコード店の雰囲気を出すように努めています。商品の並べ方も、普通のアルファベット・アイウエオ順ではなく、コアなファンならニヤリとするようなジャンル分けを行って、その上でアルファベット・アイウエオ順にアーティスト別のCDを並べる、という手法を採用しています。また、探すのに手間取っておられるようなお客様には、店員が積極的にお声がけしてコミュニケーションを取り、親身にお伺いするようにしています。

また当店の強みは、各アーティストを総合的にカバーするラインアップに加え、新星堂の店舗ネットワークを使えるところです。在庫を調べて、全国どこからでも取り寄せることができます。たとえば、岡山県の店舗に1枚だけあった、という商品を取り寄せたこともあります。



個性的なジャンル別でお客をひきつける

お客様の反応はいかがですか。

瀬沼 探していたCDが見つかったと満足して帰られるお客様も多く、アーティストの全商品がそろっているからと、まとめ買いされる方もいらっしゃいます。好評をいただき、うれしく思っています。お客様の問い合わせには、廃盤情報など商品に関するきめ細かい情報も調べてお答えするように心がけていますが、感謝の言葉をかけられて、ますますやりがいを感じます。

9月23日のつま恋コンサートに出店した際に、メディア取材を受ける機会があり、そこで大きく知名度が上がりました。思った以上に反響があり、遠方からのお客様も増えています。

順調にきているようですが、パッケージ販売を取り巻く環境は大きく変化しています。それを踏まえて今後どのような取り組みをお考えですか。

瀬沼 最近までパッケージ市場をリードしてきた、大型店中心の店舗展開が成熟化し、大きな成長が期待できなくなったという感触はあります。新星堂でも、様々な打開策を試行している段階で、「高円寺レコード」もその一環です。今後は「高円寺レコード」自体をブランド化しようという構想もあり、他の一般店舗に「高円寺レコード」コーナーを設け、当店のヒット商品を並べたりするといった取り組みを推進していく考えです。

音楽配信が伸びる一方で、レコード・メーカー各社も、中高年層をターゲットにして旧譜カタログを活用する復刻商品に力を入れておられます。新しいものが出るとそればかりに目が行きがちですが、リアルな店舗とネットショップが共生する道を着実に探ることが、お客様へ提供する音楽を豊かにし、音楽産業の発展につながると思います。



高円寺レコードオリジナルのチャートでアピール

CASE 2

旧譜を活かし、お客様の声に応える

—LPレコード復活に取り組むコロムビアミュージックエンタテインメント

本年10月25日、コロムビアミュージックエンタテインメント(株)は、「LP復活プロジェクト」による第一弾のリマスタリングLP 9作品を、全国のレコード店と連携した予約申し込み制による完全限定生産でリリースした。昭和40年代にヒットした歌謡曲、クラシック、ジャズの各ジャンルから選ばれた名盤LPを、当時のオリジナルジャケットで復活したものである。

このプロジェクトが実現した背景には、「団塊の世代の方々に、往時の名盤の音をそのままのかたちで聴いていただきたい」という、廣瀬禎彦代表執行役社長兼CEOをはじめとする、同社のスタッフたちの思いがあった。これから第2、第3とシリーズ化していく構想を持ち、シニア世代をはじめとする多様な顧客層に、LPの良さを訴え、レコード文化の活性化につなげていく考えがあるという。

同プロジェクトチームの一員として実務の推進に携わった志村直氏から、このケースで焦点となった中高年市場の現状や、そこへのアプローチの考え方、レーベルとしての役割、今後の方向性など多角的にお話しいただいた。

コロムビアミュージックエンタテインメント(株)

知財戦略本部 知財事業推進部
ライツデベロップメントマネージャー
志村 直氏



■ ニーズの掘り起こしより、ニーズへの対応が重要

団塊世代の方たちは2007年に退職を控えています。ある調査によると、この世代の人たちが退職後に何をしたいかという質問で、「音楽を楽しむ」との答えが上位にきています。今、シニア世代のニーズを掘り起こそうと各方面で盛んに言われていますが、音楽については、ニーズを掘り起こすことではなく、既にニーズはあって、それに着実に応えることが求められているのではないかと思います。シニア世代の人たちも、新旧問わず音楽を聴きたいし、そういう思いもある。でも旧譜だと廃盤になっているものもありますし、自分の好みの音楽を簡単に入手できるかどうかはわからないわけです。皆どうやって近づこうかといういろいろ模索している状態ではないかと思います。

そのなかで、中高年のファンの方々から「LP復活」を望む声が高まっており、当社にも度々そうした声が寄せられていました。また一方では、アナログレコードプレーヤーを含むオーディオ機器が、爆発的とまでいなくても売上を伸ばすなど、団塊世代だけではなくLPへの需要も垣間見られます。こうした状況を踏まえて、当社では、今年の6月に経営トップの後押しもあって、「LP復活プロジェクト」が本格的にスタートしました。

■ たくさんのいい音楽を届けたいという思いを重ねて

もともと当社には、SP時代からの貴重な音楽財産が大量に存在しています。それらを聴きたがっておられる方もいらっ

しゃいますし、メーカー発で提案していきたいという思いもありました。「旧譜を活かす」というアプローチは、常に当社がかけてきたことでもあり、音楽文化の活性化にもつながります。音楽を楽しむ選択肢の一つに、当社の有する素晴らしい音源をLPという古くからのメディアで聴くというかたちが加わってもいいのかな、と考えたわけです。

また、当社スタッフが保有する技術やノウハウをきちんと伝承していくことも、メーカーとしての責務と考え、当プロジェクトの大切な目的となりました。10月25日のリリースに至るまでは、長く使用していなかった装置をメンテナンスするところから始まり、苦勞の連続でしたが、当社の様々な部門スタッフが一致協力して乗り切りました。現場で一緒にやって、全員、音楽が本当に好きなんだと改めて実感しました。

またレコード店の方々には今回もいろいろとお骨折りいただき、感謝しています。こうした協力関係が今後の市場へのアプローチでも重要になってくると考えています。

■ 音楽の楽しみ方を広げていく取り組みへ

音楽のメディアは画一化するよりも、いろいろなかたちでご提供できる方が、音楽ファンの方々にも喜んでいただけるのではないのでしょうか。LP、CD、音楽配信それぞれの良さを、多様な世代が相互に享受する取り組みが出てきたらいいな、と期待しています。たとえば、今回リリースしたLPを、若いDJの人たちがリミックスで使ってみたり、今メインストリームで活躍されているアーティストでLPをリリースしたことのない方のLP作品を作ったり…。非常に素敵な試みになると思います。



当協会は、レコードを録音した放送番組のネットワークにおける二次利用を促進するため、10月8日、レコード製作者の送信可能化権の集中管理事業を開始しました。管理事業の開始にあたり、当協会は、著作権等管理事業法に基づき、9月8日付で使用料規程および管理委託契約約款等を文化庁に届け出ており、その後、同法が定める1カ月間の実施禁止期間を経て事業の開始に至ったものです。本稿では、管理事業の仕組み、対象とする利用方法の範囲、使用料規程の内容等について解説いたします。

1 当協会の集中管理事業への取り組みの経緯

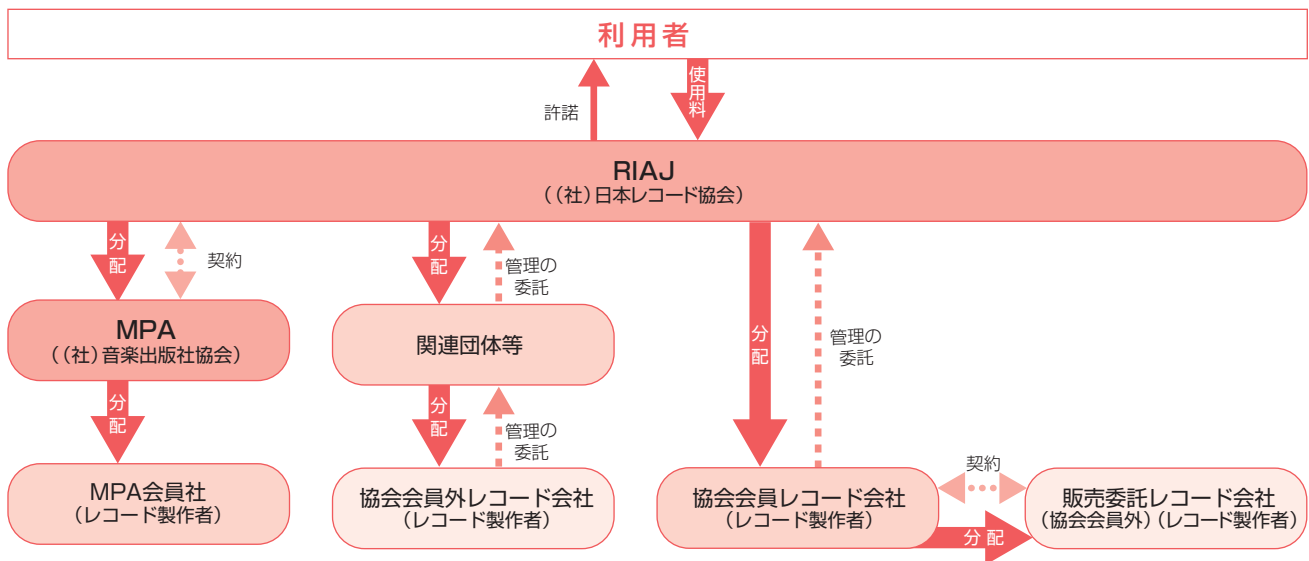
著作権における場合と異なり、当協会がレコード製作者の権利を一元的に管理しているのは商業用レコードの一部の利用に限定されています。

まず、当協会は、著作権法の規定に基づき「指定団体」として①昭和46年から放送二次使用料(法97条)を、②昭和60年から貸与報酬等(法97条の3)を徴収し、各レコード製作者に分配しています。また、③放送二次使用料契約に付随し、平成3年頃から放送番組の長期保存や一定範囲の二次利用等(い

わゆる「放送用複製」)について各レコード製作者の委任を受け、放送事業者との間で包括的な許諾契約を行ってきましたが、現在は著作権等管理事業法に基づく著作権等管理事業者として引き続き管理を行っています。

それ以外の商業用レコードの利用については、各レコード製作者が、利用者、利用音源、利用目的等を勘案し、個別に許諾の可否と許諾料を決定しており、今回管理を開始する「送信可能化」についても同様の対応がなされてきました。しかし、ネットワークの急速な普及により、平成13年頃から定

図1 管理の仕組み



額による高速・常時接続のブロードバンド・サービスを利用して、過去のテレビ番組のオンデマンドサービスや放送の補完として放送と同時のストリーム送信（サイマルキャスト）等の新たなビジネスの試みが行われるようになり、ネットワークで利用される放送番組に関する著作権処理の問題が様々な場で議論されるようになりました。例えば、平成14年2月に権利者および利用者間の検討の場としてスタートした日本経済団体連合会「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」では、コンテンツ流通の促進の観点から、実演家およびレコード製作者の送信可能化権の集中管理の仕組みの構築が必要とされました。また、政府においても、平成15年7月に公表された「知的財産推進計画」において、『過去に放送された放送番組の二次利用に係る契約を促進する仕組みの構築に向けた放送関係団体、実演家団体、レコード製作者団体などの関係者間協議の場を2003年度中に設置し、議論を促進する』ことが盛り込まれました。

このように、レコードを録音した放送番組のネットワークでの利用に当たり、レコード製作者の送信可能化権の集中管理化を求める声が高まる中、当協会では、平成14年1月に法制委員会内に専門のワーキングチームを設置して検討に着手し、平成15年4月には経営、法制、技術の委員によるプロジェクトを立ち上げて本格的な検討を進め、同年12月の理事会で新たな集中管理事業を開始することを決定しました。その後、事業化に向けた具体的な検討を進めるためのワーキングチームを組織し、関係諸団体との協議や使用料規程案に関する利用者側との協議等を重ね、理事会決定から2年9か月経過したこの10月に事業開始に漕ぎ着きました。

2 管理の仕組み

放送番組のネットワークでの利用に関する送信可能化権の集中管理は、前記③の放送用複製の管

理と同様、著作権等管理事業法に基づく管理事業として実施します。そのため、平成15年12月の当協会理事会における機関決定を受けて、平成16年1月、文化庁に対して、当協会が著作権等管理事業者として管理する利用方法に「送信可能化」を追加する届出を行いました。

「送信可能化」によるレコードの利用範囲は広く、当協会では、集中管理の対象とする送信可能化の範囲について、プロジェクト等の場において度重なる検討を行いました。その結果、当協会の集中管理では「一定範囲の放送番組を放送と同時または放送後にストリーム送信することを目的とする送信可能化」について権利の委任を受け、管理事業を実施することとしました。ここで言う「放送番組」とは、地上放送または衛星放送を目的として制作された番組で、現に放送中または放送済みのものを指します。（範囲の詳細は次章3.にて説明）

今回の管理事業が、あくまでレコードを録音した「放送番組」のネットワーク上での利用であって放送番組の二次利用の一形態であることから、関係諸団体と協議の上、既に放送二次使用料において実施中の管理と同じ仕組みで当該管理事業を行うこととしました（図1参照）。具体的には、レコード製作者の権利は当協会が、実演家の権利は（社）日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）が各々委任を受け管理にあたり、各々が使用料の徴収および権利者への分配を行います。また、当協会会員外のレコード製作者に関して、既に放送二次使用料において、当協会に権利委任をしているレコード製作者およびその団体（レコード製作者数としては約400社）に権利管理委託をお願いしており、多くのレコード製作者および団体の協力が得られる見込みです。

3 管理の範囲

前章のとおり、当協会の集中管理は「一定範囲の放送番組を放送と同時または放送後にストリー

ム送信することを目的とする送信可能化」について実施します。一定範囲の放送番組とは、具体的には次の番組を対象としています(図2参照)。

(1) 放送と同時のストリーム送信を目的とする利用

- ① 地上放送を行う一般放送事業者(コミュニティ放送事業者を除く)が放送するラジオ番組
- ② 非営利教育機関(学校教育法に定める学校に限る。以下、同じ。)が放送する番組
- ③ 電気通信役務利用放送法に基づいて、電気通信役務利用放送事業者がIPマルチキャスト放送により同時再送信する以下の番組

- (a) 日本放送協会が放送する番組
- (b) 地上放送を行う一般放送事業者が放送する番組
- (c) 衛星放送を行う放送事業者(他人の委託により放送する者を除く)が放送するテレビ番組

(2) オンデマンド型のストリーム送信(ニア・オンデマンド型を含む)を目的とする利用

- ① 地上放送を行う一般放送事業者が放送したテレビ番組
- ② 衛星放送を行う放送事業者(日本放送協会または他人の委託により放送する者を除く)が放送したテレビ番組

③ 非営利教育機関が放送した番組

(ただし、上記はいずれもコマーシャルを除く)

なお、以下の番組および利用方法については、使用料に係る協議が整い次第、当協会の集中管理の範囲に追加していく予定です。

- 日本放送協会が放送する番組を、オンデマンド型のストリーム送信を目的として利用すること
- コミュニティ放送事業者が放送するラジオ番組を、放送と同時のストリーム送信を目的として利用すること

上記以外の放送番組または有線放送番組については、ネットワーク上のコンテンツの流通状況やビジネス環境の変化等を踏まえながら今後必要に応じて見直すこととし、当初の管理対象には含めないこととしました。

4 使用料規程

当協会は、本年1月から6月にかけて、利用者和使用料に関する協議を行いました。利用者となる事

図2 管理の範囲 ■ 管理対象とする範囲 ■ 使用料の決定後、対象として追加する範囲

放送番組のネット利用サービス		放送と同時のストリーム送信 (サイマルキャスト、同時再送信)	オンデマンド・ストリーム送信
日本放送協会の放送番組(テレビ、ラジオ)		IPマルチキャスト放送による同時再送信	NHKの番組のオンデマンド送信 (NHK自ら または プロバイダ)
非営利教育機関の放送番組(テレビ、ラジオ)		放送大学または東海大学附属望星高校の番組のサイマルキャスト	放送大学または東海大学附属望星高校の番組のオンデマンド送信
一般の地上放送番組	テレビ番組	IPマルチキャスト放送による同時再送信	地上波民放テレビ番組のオンデマンド送信 (放送局自ら または プロバイダ)
	ラジオ番組(コミュニティ放送除く)	地上波民放ラジオ番組のサイマルキャスト	管理対象外
	コミュニティ放送	コミュニティ放送の自主制作番組のサイマルキャスト	管理対象外
衛星放送番組	テレビ番組	IPマルチキャスト放送による同時再送信	衛星放送テレビ番組のオンデマンド送信
	ラジオ番組	管理対象外	管理対象外
有線放送番組(テレビ、ラジオ)		管理対象外	管理対象外

(注) 同時再送信とは、放送または有線放送を受信して、同時に送信を行うことを指す。

業者は、一義的には、レコードを録音した放送番組を主体として利用(送信可能化)する事業者であり、放送事業者またはコンテンツ・プロバイダ等が該当します。それら事業者またはその団体との協議を経て、9月8日、以下の使用料規程を文化庁に届け出ました。

なお、この使用料規程は、年間(年度区分は4月から翌年3月まで)の包括的利用許諾契約を締結することを前提としています。

(1) 放送と同時にストリーム送信される地上ラジオ放送番組(前記3章(1)①)

		情報料または 広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード 使用時間比(注1)	a. 50%超	情報料および 広告料等収入の5.45%	1時間当たり3円に番組当たり 総ストリーム時間(注2)を乗じて 得た額
	b. 20%超 50%以下	情報料および 広告料等収入の3.90%	1時間当たり1.5円に番組当 たり総ストリーム時間を乗じて 得た額
	c. 20%以下	情報料および 広告料等収入の1.55%	1時間当たり0.5円に番組当 たり総ストリーム時間を乗じて 得た額
最低使用料		1サービスメニューあたり月額25,000円とする	

(注1)「レコード使用時間比」とは、送信可能化を行う番組の時間に対して、当協会が管理するレコードが使用される時間の割合をいいます。

(注2)「総ストリーム時間」とは、各受信者に対するストリーム時間(アクセス時間)を、全ての受信者について加算したものをいいます。

(2) オンデマンド・ストリーム送信される地上テレビ放送番組(前記3章(2)①)

		情報料または 広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード 使用時間比	a. 50%超	情報料および 広告料等収入の4.5%	1時間当たり4.8円に番組当 たり総ストリーム時間を乗じて得 た額
	b. 20%超 50%以下	情報料および 広告料等収入の3.6%	1時間当たり2.4円に番組当 たり総ストリーム時間を乗じて得 た額
	c. 10%超	情報料および 広告料等収入の2.7%	1時間当たり0.8円に番組当 たり総ストリーム時間を乗じて得 た額
	d. 10%以下	情報料および 広告料等収入の1.8%	
最低使用料		1サービスメニューあたり月額50,000円とする	

(3) オンデマンド・ストリーム送信される衛星テレビ放送番組(前記3章(2)②)

前記(2)の地上テレビ放送番組の使用料と同じ。

(4) 非営利教育機関が放送する番組(前記3章(1)②および(2)③)

テレビ番組またはラジオ番組の別、利用形態、利用レコード数にこだわらず、年額30,000円とする(利用期間が1年に満たない場合は月額3,000円に利用月数を乗じた額とし、上限を30,000円とする)。

前記(1)ないし(4)の他、電気通信役務利用放送法に基づくIPマルチキャスト放送による放送の同時再送信(前記4章(1)③)については、利用者と今後協議の上、その使用料を定めることとしました。

なお、用語の定義等の詳細は、使用料規程(<http://www.riaj.or.jp>)をご参照下さい。

5 使用料の分配等

当該集中管理においては、利用者に対して、放送番組で使用したレコードの全曲報告を求めます。徴収した使用料は、原則として、この使用実績に従い分配を行います。

分配は年2回とし、分配期は、当年4月から同年9月までに収受した使用料を同年11月、当年10月から翌年3月までに徴収した使用料を翌年5月に分配します。

また、管理手数料は、徴収した使用料の20%以内とします。

6 最後に

当協会は、この新たな集中管理事業の開始により、商業用レコードを利用した放送番組のネットワークにおける流通を支援するとともに、ビジネス環境の変化に応じた見直しを適宜実施することにより、将来にわたって集中管理が有効に機能するよう努めていきたいと考えています。

Topics & Information

2006年度「Respect Our Music」キャンペーン始まる

当協会では、10月13日から2006年度の「Respect Our Music」キャンペーンを開始しました。

この「Respect Our Music」キャンペーンは、不正コピー・アップロード対策として、音楽関連団体、作詞・作曲家、アーティスト、販売店、音楽専門メディア等音楽業界および日本インターネットプロバイダー協会などの協力を得て、音楽を正しく聴くことの大切さを広く社会に理解してもらうことを目的として、2002年秋から継続的に展開している著作権啓発のためのキャンペーンです。

今年度は、10月からの平原綾香さんの展開を皮切りに、来年3月までに、w-inds.さん、北山たけしさんの計3組のアーティストにご協力いただき、キャンペーンを展開していく予定です。

今年度第1弾となる平原綾香さんの展開では、10月13日から、全国レコード店等でのポスター掲出、当協会公式サイト(PC・モバイル)上での特集ページの設置・アーティスト動画メッセージの発信、広告出稿、レコード会社・音楽関係団体・インターネットプロバイダー等の各サイト上のリンクバナー掲出、オリジナルギフトカードによるパブリシティー等を予定しています。

音楽ファイルの不正ユーザーの氏名開示へ

9月25日、東京地方裁判所は、大手インターネットサービスプロバイダー(ISP)3社に対し、ファイル交換ソフトを利用してインターネット上で音楽ファイルを違法にアップロードしていたユーザー19名の氏名および住所を、当協会会員社等14社に開示するよう命じる判決を下しました。

今回の訴訟は、当協会会員社等が、ファイル交換ソフトを利用して市販のレコード音源を権利者の許諾なくアップロードしていたユーザーの氏名および住所の開示を求めて、「プロバイダ責任制限法」第4条第1項に基づく発信者情報開示請求をISPに対して行ったところ、当該ISP3社が裁判所の判決によらず情報を開示することは控える判断をしたため、訴訟を提起していたものです。

今後、当協会会員社等は、ISPから住所、氏名が開示されるユーザーに対し、損害賠償請求等を行っていく予定です。

著作権保護期間延長に関する記者会見を開催

9月22日、東京・千代田区の東海大学校友会館「富士の間」において、著作権問題を考える創作者団体協議会による共同声明

の発表が行われました。

記者会見では三田誠広日本文藝家協会副理事長が挨拶を述べ、続いて保護期間の現状報告を行いました。主な内容は、著作権制度の本質や保護期間延長の必要性、他国との比較、戦時加算制度の問題、創作者団体の主張などでした。また質疑応答時には多くの質問がなされました。

【著作権問題を考える創作者団体協議会】

(社)日本文藝家協会、(協)日本脚本家連盟、(協)日本シナリオ作家協会、(社)日本児童文学者協会、(社)日本児童文芸家協会、(社)日本漫画家協会、(社)日本美術家連盟、日本美術著作権連合、(中間法人)日本写真著作権協会、(協)日本写真家ユニオン、日本音楽作家団体協議会、(社)日本音楽著作権協会、(社)音楽出版社協会、(社)日本芸能実演家団体協議会、(社)日本レコード協会、(社)日本歌手協会、以上16団体

SNEPプレジデント、ブレサン氏、当協会佐藤会長を表敬訪問

10月6日、フランスレコード協会(SNEP)プレジデントのジレ・ブレサン氏が当協会に来会しました。

同氏はフランス政府主催のフランス音楽プロモーション・イベント、「日仏音楽産業ビジネスコンベンション」に

来日した機会に、当協会会長を表敬訪問されました。当協会からは、田辺専務理事、田中常務理事が同席しました。

同氏と佐藤会長はともにIFPI中央理事会に理事として出席しているため、冒頭より友好的な雰囲気の中で意見交換が進み、互いの国の音楽産業の大要とこれからの方向性などを確認していました。

IFPIアジア太平洋理事会に当協会田辺専務理事が出席

IFPIの第12回アジア太平洋理事会が、10月11日に香港で開催され、当協会から田辺専務理事と法務部の長谷川が出席しました。

会議には、日本を含むアジア太平洋地域7カ国の代表者およびメジャーの地域代表者が出席し、各国の市場状況、海賊版対策、法的動向、使用料徴収実績等について、意見交換が行なわれました。



当協会からは、2006年度上期のパッケージ生産実績や配信売上実績、「Respect Our Music」キャンペーンや発信者情報開示請求訴訟等の違法対策、放送番組に係る送信可能化権集中管理事業の開始等について報告が行われました。

IFPIアジア地域オフィスからは、インタラクティブ配信の著作権使用料、アジア市場全体での演奏権使用料拡大への取り組み、デジタルも含めた海賊版対策等について報告が行われました。

当協会生野専務理事、JASRAC公開寄付講座で講演

10月14日、東京・千代田区明治大学法科大学院において、当協会生野専務理事が「音楽配信ビジネスの現状と送信可能化権」というテーマで講義を行いました。これは、(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)の支援により2004年から継続的に実施されている公開寄付講座の1コマとして行われたもので、今年度は「デジタルコンテンツと諸課題」というテーマのもと、年間24回の予定で講義が行われています。

講義の内容は、日本および世界の音楽配信市場の状況、音楽配信のビジネスモデル、ユーザーの利用動向、送信可能化権と違法P2Pに係る訴訟事例、音楽配信ビジネスの今後の動向と抱える課題等、多岐にわたる幅広いもので、法科大学院生や社会人など約50人の聴講生が熱心に講義に聴き入っていました。

CODA CJマーク委員会香港トレーニングセミナーで講義

コンテンツ海外流通促進機構(CODA)のCJマーク委員会では日本コンテンツ作品に関する認知および保護意識を高めることを目的として毎年中国などの現地取締担当者を対象にトレーニングセミナーを行っています。今回は9月26日～27日に台湾、9月28日～29日に香港にて行われ、CJマーク委員会である業務部係長の米内が講師として派遣されました。

9月28日に行われた香港税関トレーニングセミナーには香港税関の職員101名が参加しました。冒頭香港税関 高級監督の何氏から挨拶があり、続いてCODA事務局および米内から「CJマーク事業紹介と摘発成果について」「日本コンテンツ(音楽・映像)の紹介およびその真贋判定方法について」「コンテンツの製作と共同著作物の概念」について説明を行いました。

翌29日にはモーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)の16名の調査員を対象にトレーニングセミナーを行いました。今回は日本の音楽コンテンツの見分け方について、日本の主なアーティストとレコード会社の紹介、音楽CDの真贋判定方法、近年の侵害状況の傾向について説明を行いました。今

回の音楽に特化したトレーニングセミナーはMPAからの要望で開催され、アーティストとレコード会社の確認方法についての質問ができるなど日本音楽コンテンツに対する関心の高さが伺えました。

同日にはエイベックス・アジア・リミテッドのマリーニ氏より同社にて訴訟用として選定したタイトルのうち、浜崎あゆみや倅田来未など香港で販売されているアーティストの作品とパッケージの紹介がありました。またSNKプレイモア社の朱氏よりゲームソフトの真贋判定方法についての説明も行われました。

CODAおよびCJマーク委員会ではこのようなトレーニングセミナーを通じて、中国における日本コンテンツの海賊版対策に積極的に取り組むとともに、アジアにおけるCJマークの普及促進に寄与していく予定です。



香港税関対象のセミナーの様相



MPA対象のセミナーの様相

第18回全国生涯学習フェスティバル「まなびピアいばらき2006」開催

生涯学習フェスティバル実行委員会主催の全国生涯学習フェスティバルは、国民の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進し、生涯学習活動を一層盛んにすることを目的に毎年秋に開催されるイベントです。今年は、10月5日～9日にかけて、茨城県ひたちなか市の笠松運動公園で開催されました。

不正商品対策協議会では、毎年まなびピアの趣旨に賛同し、



フェスティバルの様子

「だめだめ!不正商品には気をつけて!~不正商品は、買わない!持たない!許さない!~」をテーマに、ブース出展しております。

ブース内では、「クイズジョーシキヒジョー

シキ」「ほんものはどれだ!」や「ペーパークイズ」などを通じて、二セモノやコピー商品に対する知識を広め、日常生活の中での真正品を選んでもらうことの意義を理解し、知的財産権保護の大切さを学んでもらいました。残念ながら、6日、7日が、悪天候のため中止となりましたが、8日、9日には多くの来場者で賑わいました。

[不正商品対策協議会]

知的財産権に関連する団体等が参加する協議会で、不正商品の排除と知的財産の保護を目的に様々な活動を行っています。当協会も本協議会のメンバーとして活動に積極的に参画しています。

「日本レコード文化史」発行

10月17日、岩波書店より、本誌でも大変お世話になっております芸能史・レコード史研究家倉田喜弘氏の著書「日本レコード文化史」が発行されました。

明治期のフォノグラフの導入から、戦後のレコード業界の再建、LP、CDの登場まで、レコードの歴史を描いた内容となっています。

発行に際し、倉田喜弘氏から下記のコメントをお寄せいただきました。

「レコードは日本文化の進展に大きな役割を果たしてきました。メディアとしての責任も絶えず意識してきました。その姿に魅せられて、私は歴史を書きつづることが出来たのです。レコード史は今後も永遠に続きます。楽しみです。」

出版社: 岩波書店 / 書名: 日本レコード文化史 / 著者: 倉田喜弘 / 定価: 1,155円

● 2006年10月会議メモ

- 10・4 マーケティング委員会
- 10・10 法制委員会
- 10・11 レコード倫理審査会
- 10・12 広報委員会
- 10・13 情報・技術委員会
- 10・16 レンタルレコード委員会
- 10・17 アジア音楽市場拡大委員会
- 10・20 執行委員会
- 10・26 日本ゴールドディスク大賞委員会
- 10・27 理事会

RIA Essay

■ 私のこの1枚・1曲

株式会社フォーライフ ミュージック エンタテインメント 取締役管理本部長 小嶋辰哉

30年弱、音楽業界に身をおく私にとって「この1枚・1曲」は非常に興味深いテーマであり、自身の仕事の中である意味「集約する」「整理する」ものであり、「出発点を再確認」するものであると感じています。

数年前にあるヒップホップ系DJの方と食事をしながら、「日本人で一番尊敬するアーティスト」って誰? と、問いかけてみたことがあります。彼は「美空ひばり」と答えました。その答えを意外に感じたのと同時にうれしいとも思いました。彼は言いました。「日本人で彼女以上のアーティストはいない」と。新しい人と古い音楽との対比の中で、本当にいいものは音楽のジャンル、世代を超えて伝わっていくものなのだと大変勉強になりました。

またある日、路地裏にある居酒屋で地元の後輩の

悩みを聞いていたときのことです。彼はひどく挫折感をもっていて落ち込んでいました。何をやってもうまくいかない…。そんな時、有線放送から美空ひばりさんの歌が流れてきました。彼はじっとその曲に耳を傾けていました。私はそんな彼の横顔を眺めていましたが、過去を回想しているような、今の自分を省みているような、少しほっとしたような、複雑な表情を浮かべていました。

数日後、私に会って彼は言いました「またがんばろうと思い直しました」と。つづけて、「あの曲いいですねー、美空ひばりの愛燦燦…」とも。

歌の力、音楽の力、それを感じる力を素直に感じた私のこの1枚・1曲でした。

五・一五事件のレコード

レコード史研究家 倉田 喜弘

円盤形のレコードが日本で初めて作られたのは、1909年(明治42)である。それから今日まで100年近く、音は円盤に固定されてきた。その歴史の中で、大事件を扱ったレコードがある。五・一五事件にかかわるものだ。

五・一五事件を略記すると一。

1932年(昭和7)5月15日、海軍青年将校と陸軍士官候補生、それに民間人ら30名ほどの一団が、「昭和維新」を叫んで首相官邸などを襲撃し、犬養毅首相を射殺した。テロである。彼らは国家革新の熱意に燃えていたが、クーデターは失敗に終わった。「昭和維新」という言葉は、事件首謀者のひとり海軍中尉・三上卓みかみが作った「青年日本の歌」にあり、その歌を「昭和維新の歌」ともいう。

翌33年11月、海軍の最終判決で三上ら首謀者は禁固15年、執行猶予の者もいる。首相を殺害し世間を騒がせた行為にしては、刑が軽い。青年たちの抱く憂国の情が認められたようだ。世論の動向を見詰める名古屋のアサヒ蓄音器は、児童作家・巖谷小波いわやこさなみの脚色で、海軍の裁判を「血涙の法廷」と題してプレスした。

当公判廷において彼らの叫んだ、上層支配階級が幾多の醜行は天日の下に曝され、更生日本の一大刷新をなすべき契機が生まれ出たのであります。被告らの崇高なる精神を徒爾とじならしめざるのは、我ら国民の一大責務と信じます。

このナレーションが当局を刺激した。五・一五事件を肯定し、被告らを称賛しているではないか。レコードは発行禁止となった。アサヒ蓄音器は同時に、「昭和維新行進曲」の題で陸軍と海軍の歌もプレスしていたが、これも禁止になった。参考までに陸軍の歌から一節を書き抜いてみる。

どうせ散るならいさぎよく
桜と咲いて君のため
陸の勇士が国難に
花も飾った五・一五

「発行禁止」などと軽々しく記したが、じつは当時、禁止する法律はない。愛知県の総務部長がメーカーの責任者と話し合い、製造中止にしたのである。この事件が直接のきっかけとなったに違いない、34年(昭和9)8月1日、内務省はレコードの検閲を開始する。以上は新聞のほか、「官報」と「出版警察報」(第62号、昭和8年11月)を参照した。

五・一五事件のレコードは、“社会的責任”に対して配慮がなすぎた。この一件を、昔のことだと見過ごさないで頂きたい。今後も起こりうる危険性のある話なのである。



倉田 喜弘(くらた よしひろ)

1931年大阪市に生まれる。54年大阪市立大学経済学部卒業後88年まで日本放送協会勤務。近代芸能史研究家。著書に『明治大正の民衆娯楽』(岩波新書)、『芝居小屋と寄席の近代』(岩波書店)、『1885年ロンドン日本人村』(朝日新聞社)、『「はやり歌」の考古学』(文春新書)、校注書に『日本近代思想大系』18『芸能』(岩波書店)などがある。

Monthly Production Report

2006年9月度レコード生産実績

9月度の音楽ソフト(オーディオレコード・音楽ビデオの合計)生産実績は、数量で前年同月比69%の2,742万枚・巻、金額で同72%の327億円となりました。このうち、オーディオレコードは、数量で前年同月比69%の2,423万枚・巻、金額で同69%の286億円となりました。また、音楽ビデオは、数量で前年同月比68%の318万枚・巻、金額で同105%の41億円となりました。

● オーディオレコード

(数量:千枚・巻/金額:百万円)

			9月実績						2006年(1月~9月)累計					
			数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
シ	8cmCD	邦	346	1	104%	39	0	129%	1,441	1	95%	306	0	138%
		洋	0	0	1%	0	0	5%	95	0	55%	26	0	149%
		計	346	1	101%	39	0	123%	1,536	1	91%	332	0	139%
ン	12cmCD	邦	3,884	16	69%	3,138	11	69%	49,575	23	104%	38,164	15	103%
		洋	29	0	37%	18	0	33%	360	0	70%	254	0	68%
		計	3,913	16	68%	3,156	11	69%	49,935	23	104%	38,418	15	102%
グ	小計	邦	4,230	17	71%	3,177	11	69%	51,016	24	104%	38,470	15	103%
		洋	29	0	33%	18	0	32%	455	0	66%	280	0	71%
		計	4,259	18	70%	3,194	11	69%	51,471	24	103%	38,750	15	103%
ル	12cmCD アルバム	邦	11,500	47	62%	15,982	56	60%	100,715	46	93%	141,444	56	94%
		洋	7,849	32	80%	8,789	31	91%	59,077	27	101%	66,565	26	96%
		計	19,348	80	69%	24,772	87	68%	159,792	74	96%	208,009	83	95%
CD 合計	邦	15,730	65	64%	19,159	67	61%	151,730	70	97%	179,914	71	96%	
	洋	7,878	33	80%	8,807	31	91%	59,532	27	101%	66,845	27	96%	
	計	23,608	97	69%	27,966	98	68%	211,263	97	98%	246,760	98	96%	
アナログ ディスク	邦	14	0	105%	15	0	133%	113	0	74%	131	0	73%	
	洋	9	0	564%	14	0	504%	77	0	161%	134	0	169%	
	計	23	0	156%	29	0	206%	189	0	95%	265	0	102%	
カセット テープ	邦	578	2	92%	550	2	93%	5,100	2	92%	4,241	2	91%	
	洋	6	0	500%	5	0	656%	12	0	61%	9	0	54%	
	計	584	2	92%	555	2	94%	5,112	2	92%	4,250	2	91%	
その他	邦	8	0	128%	12	0	95%	156	0	83%	331	0	124%	
	洋	9	0	51%	13	0	36%	96	0	60%	178	0	56%	
	計	17	0	70%	25	0	51%	252	0	72%	509	0	87%	
合計	邦	16,329	67	65%	19,737	69	62%	157,099	72	96%	184,618	73	96%	
	洋	7,902	33	80%	8,839	31	91%	59,717	28	101%	67,166	27	96%	
	計	24,232	100	69%	28,576	100	69%	216,816	100	98%	251,784	100	96%	

● 音楽ビデオ

			9月実績						2006年(1月~9月)累計					
			数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
DVD	邦	2,655	83	69%	3,359	81	126%	29,084	88	126%	31,642	84	113%	
	洋	438	14	57%	634	15	55%	3,455	10	92%	5,385	14	89%	
	計	3,093	97	67%	3,993	97	104%	32,540	98	122%	37,027	98	108%	
テープ・LDその他		90	3	148%	133	3	159%	549	2	86%	812	2	81%	
合計	邦	2,745	86	70%	3,491	85	127%	29,625	90	125%	32,442	86	111%	
	洋	438	14	57%	635	15	55%	3,464	10	92%	5,397	14	89%	
	計	3,183	100	68%	4,126	100	105%	33,089	100	121%	37,840	100	108%	

● 音楽ソフト(オーディオ/音楽ビデオ合計)

			9月実績						2006年(1月~9月)累計					
			数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
オーディオ		24,232	88	69%	28,576	87	69%	216,816	87	98%	251,784	87	96%	
音楽ビデオ		3,183	12	68%	4,126	13	105%	33,089	13	121%	37,840	13	108%	
合計		27,415	100	69%	32,702	100	72%	249,904	100	100%	289,624	100	97%	

● ビデオ(含音楽ビデオ)

			9月実績						2006年(1月~9月)累計					
			数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
DVD		7,316	96	63%	13,075	98	98%	72,956	98	80%	122,261	98	101%	
テープ・LDその他		268	4	159%	290	2	68%	1,469	2	60%	2,614	2	36%	
合計		7,584	100	65%	13,365	100	97%	74,425	100	80%	124,875	100	97%	

● オーディオ/ビデオ合計

			9月実績						2006年(1月~9月)累計					
			数量	構成比	前年同月比	金額	構成比	前年同月比	数量	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
オーディオ		24,232	76	69%	28,576	68	69%	216,816	74	98%	251,784	67	96%	
ビデオ		7,584	24	65%	13,365	32	97%	74,425	26	80%	124,875	33	97%	
合計		31,816	100	68%	41,941	100	76%	291,241	100	92%	376,659	100	96%	

備考 1. 上記実績は、会員会社「42社」の集計である。当会員会社が受託した非会員会社からの販売委託分を含む。
2. 単位未満四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。
※オーディオレコードのその他はSACD、DVDオーディオ、DVDミュージック、MDの合計。

当協会では先月より有料音楽配信認定の発表を開始いたしました。(詳しくは、「ザ・レコード10月号」をご参照ください。) 今月からは本ページで配信の認定も併せてご紹介させていただきます。

音楽ソフト

邦楽

アルバム

● ダブル・プラチナ			
彼女	aiko	2006.08.23	PC
Home	アンジェラ・アキ	2006.06.14	ES
ALL SINGLES BEST	コブクロ	2006.09.27	WJ
湘南乃風~Riders High~	湘南乃風	2006.08.30	TF
● プラチナ			
Crispy Park	Every Little Thing	2006.08.09	AVT
FLASH ~BEST~	ザ・ハイロウズ	2006.01.01	BMG
Live Goes On	SEAMO	2006.09.20	BMG
COMPLETE BEST ALBUM「FRESH」	JUDY AND MARY	2006.02.08	ES
MISIA LOVE & BALLADS-The Best Ballade Collection-	MISIA	2004.06.16	BMG
mihimagic	mihimaru GT	2006.09.13	UM
Wave	YUKI	2006.09.06	ES
● ゴールド			
What's goin' on A.I.	AI	2006.09.27	UM
Timeless	UVERworld	2006.02.15	SR
PARADE	スガシカオ	2006.09.06	BMG
mirror	堂本光一	2006.09.13	JE
VOCALIST2	徳永英明	2006.08.30	UM
Very best II	V6	2006.08.02	AVT
福耳 THE BEST WORKS	福耳	2006.09.13	BMG

シングル

● ダブル・プラチナ			
タイヨウのうた	Kaoru Amame	2006.08.30	SR
● プラチナ			
宙船(そらふね)/Do! Do! Do!	TOKIO	2006.08.23	UM
● ゴールド			
三日月	絢香	2006.09.27	WJ
高瀬舟	五木ひろし	2006.04.19	FK
ユメクイ	大塚愛	2006.08.02	AVT
たらこ・たらこ・たらこ	キグルミ	2006.09.06	V
TREE CLIMBERS	木村カエラ	2006.09.06	C
夏音/変な夢~THOUSAND DREAMS~	GLAY	2006.09.13	TO
恋のPecori Lesson	Gorie	2006.09.20	YR
いのちの限り	天童よしみ	2006.01.25	TE
KEY OF HEART / DOTCH	BoA	2006.08.09	AVT
I remember you	YUI	2006.09.20	SR

ビデオ

● ゴールド			
Heat up!	関ジャニ∞	2006.09.06	TE

洋楽

アルバム

● ダブル・プラチナ			
アマランタイン	エンヤ	2005.11.23	WJ
● プラチナ			
B' Day	Beyonce	2006.09.04	SI
● ゴールド			
20 Y.O	ジャネット・ジャクソン	2006.09.20	TO
プリンセス・ファーギー	ファーギー	2006.09.13	UM

※日付は発売日

有料音楽配信(「着うた(R)」他)

「着うた(R)」

● ミリオン			
ユメクイ	大塚愛	2006.07.26	AVT
マタイマショウ	SEAMO	2006.03.22	BMG
NO MORE CRY	D-51	2005.01.19	PC
● トリプル・プラチナ			
タイヨウのうた	Kaoru Amame	2006.08.11	SR
バッド・デイ~ついてない日の応援歌	ダニエル・パウター	2005.11.09	WJ
● ダブル・プラチナ			
Real voice	絢香	2006.07.10	WJ
I WAS BORN TO LOVE YOU	QUEEN	2004.02.18	TO
愛をとりもどせ!!	クリスタルキング	2004.02.04	PC
ルパン・ザ・ファイヤー	SEAMO	2006.07.12	BMG
宙船(そらふね)	TOKIO	2006.08.02	UM

「着うたフル(R)」

● プラチナ			
アゲメアゲメ EVERY☆騎士	DJ OZMA	2006.03.22	TO
● ゴールド			
SHAMROCK	UVERworld	2006.08.02	SR
ユア・ビューティフル	ジェイムス・ブラント	2005.08.03	WJ
あの紙ヒコーキ くもり空わって	19(ジューク)	2004.11.12	V
魔法のコトバ	スピッツ	2006.07.19	UM
NO MORE CRY	D-51	2005.03.23	PC
雪の華	中島美嘉	2005.03.02	AI
涙(なだ)そうそう	夏川りみ	2004.11.12	V
ハング・アップ	マドンナ	2005.10.19	WJ

※日付は配信開始日

認定基準一覧

音楽ソフト(邦・洋、アルバム・シングル・音楽ビデオ)、音楽配信(着うた(R)、着うたフル(R)、パソコンダウンロードシングル・アルバム)共通

名称	略号	基準
ゴールド	G	10万以上
プラチナ	P	25万以上
ダブル・プラチナ	PP	50万以上
トリプル・プラチナ	PPP	75万以上
ミリオン	M	100万以上
2ミリオン	2M	200万以上
3ミリオン	3M	300万以上

以降、100万毎に賞を設定

基準単位：音楽ソフト・枚、配信・DL(ダウンロード)
※着うた(R)のみダブル・プラチナ以上を顕彰

※AI:ソニー・ミュージックアソシエイテッドレコーズ/
AVT:エイベックス・エンタテインメント/BG:ビーグラム
レコーズ/BM:パーミリオンレコード/BMG:BMG
JAPAN/C:コロムビアミュージックエンタテインメン
ト/CR:日本クラウン/DF:デフスターレコーズ/
DRM:ドリーミュージック/EP:アップフロントワークス
(ゼティマレーベル)/ES:EPICレコードジャパン/FK:
ファイブズエンタテインメント/FL:フォーライフミュージ
ックエンタテインメント/GN:ジェネオン エンタテイン
メント/GZ:ギザ/HSE:Hostess Entertainment
Unlimited/HY:東屋慶名建設/JA:ジェイ・ストーム/
JE:ジャニーズ・エンタテインメント/JK:ユナイテッド・ア
ジアエンターテイメント/K:キングレコード/KS:キュー
ーンレコード/MC:ミュージチャー・コミュニケーション
ズ/MH:ソニー・ミュージックダイレクト/ON:ビーヴィ
ジョン/PAR:プライエイド・レコーズ/PC:ポニーキャ
ニオン/PK:ピッコロタウン/PZ:ピザ・オブ・デス・レ
コーズ/QQ:パームビーチ/RR:ロードランナー・ジャ
パン/SE:エスエムイーレコーズ/SI:ソニー・ミュージ
ックジャパンインターナショナル/SM:ミュージックレイ
ン/SN:SENHA & CO./SR:ソニー・ミュージックレコ
ーズ/SV:アニプレックス/TE:テイチクエンタテイン
メント/TF:トイズファクトリー/TJC:徳間ジャパンコミ
ュニケーションズ/TO:東芝EMI/UM:ユニバーサルミ
ュージック/V:ビクターエンタテインメント/WJ:ワー
ナーミュージック・ジャパン/XL:アンリミテッドグルー
プ/YR:アール・アンド・シー

■■■■■ 協会からのお知らせ ■■■■■

Topics & Informationでもお知らせしましたが、今年度の「Respect Our Music」キャンペーンがスタートしました。

今年度は、平原綾香さん、w-inds.さん、北山たけしさんにご協力いただき、全国レコード店などでのポスター掲出のほか、PC、モバイル上でのアーティスト動画メッセージの発信などを予定しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています

THE RECORD No.564 2006年11月号
社団法人 日本レコード協会 機関誌

発行人 佐藤 修
編集人 田辺 攻
発行日 2006年11月10日
発行 社団法人 日本レコード協会
〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル11F
TEL. 03-6406-0510(代) FAX. 03-6406-0520(代)
URL: <http://www.riaj.or.jp/>

制作協力 株式会社エフビーアイ・コミュニケーションズ

編集後記

今年もPROMIC(音楽産業・文化振興財団)主催でTAM(東京アジアミュージックマーケット)が東京・代官山で10月24・25日に開催されました。当協会でもアジア地域で一線で活躍される現場ご担当者をお招きし、アジア展開のリアルな事例について語って頂くカンファレンスを開催しました。おかげ様で大盛況となりましたが、その模様は次号で詳しくご紹介させて頂く予定です。(S)